

緊急事態宣言を受けた議会の対応方針（新旧対照表）

現 行	改 正 後	適 用
<p>2 情報等の一元化</p> <p>(2) 当局への要望・確認のあり方</p> <p>① <u>要望、その他確認が必要な事項</u>があれば、会派執行部を通して<u>議長（事務局）</u>に申し出る。</p> <p>② 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への<u>要望や照会・確認</u>を行う。</p> <p>③ ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。</p>	<p>2 情報等の一元化</p> <p>(2) 当局への要望・確認のあり方</p> <p>① <u>議員において、確認、その他照会事項</u>があれば、会派執行部を通して<u>当局</u>に申し出る。</p> <p>② 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への<u>要望</u>を行う。</p> <p>③ ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。</p>	<p>確認・照会事項</p> <p>議会総意として行う必要がある要望</p> <p>その他の要望</p>